

御注意

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

R	4	R	5	
	F		F	F
	非課税		非課税	非課税
	他市課税		他市課税	他市課税

◎異動があった場合は、翌月の10日までに提出して下さい。

※1 「整理番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された整理番号を記載してください。
 ※2 「個人番号」の欄には、個人番号を記載してください。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で最上段の事項を記載していただく場合を除き、前勤務先で最上段の事項を記載していただく場合を除き、個人番号を送付していただく必要はありません。
 ※3 「給与支払報告書」の欄には、給与支払報告書を送付していただく必要はありません。

柏市長あて 令和 年 月 日提出	住所(居所)又は所在地 〒 - フリガナ 氏名又は名称 代表者の職氏名 個人番号※2 又は法人番号	特別徴収義務者番号	整理番号※1	※市町村ごとに異なります
受給者番号	フリガナ	(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)
氏名	[旧姓]	円	月から	月から
生年月日	昭和・平成 年 月 日	円	月まで	月まで
個人番号※2				
1月1日現在の住所				
給与の支払を受けなくなった後の住所				

連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係 氏名 電話 (内線)	
異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	退職した年の1月から退職時までの給与支払額
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 育児休業 6. 長期欠勤 7. 死亡 8. 会社解散 9. 住所誤報 10. その他(特別徴収不可)	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須) 【 月分で納入 】 (月 日納期限分) 3. 普通徴収(本人納付)	円 控除社会保険料額 円
※10. その他を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。 1. (普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者) 2. (普C) 給与が少なく税額が引けない 3. (普D) 給与の支払が不定期 4. (普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)		

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	1. 異動が 年12月31日までで、申出があったため(月 日 申出) 2. 異動が 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため。	相続人の氏名等
徴収予定	徴収予定月日	徴収予定額 上記(ウ)と同額 円
		氏名 続柄 住所 電話

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号	課・係	新しい勤務先では	※市役所使用欄
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	氏名	月分から徴収し、納入します。	納通・更正簿不要サイン <input type="checkbox"/> リストOK <input type="checkbox"/>
フリガナ	電話	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	簡易通知 <input type="checkbox"/>
氏名又は名称	(内線)	納入書 要 ・ 不要	納入書 <input type="checkbox"/>
代表者の職氏名			しおり <input type="checkbox"/>
法人番号	受給者番号		

◎1月1日から4月30日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

【提出先】〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号 柏市財政部 市民税課 特別徴収担当

退職した従業員の給与支払報告書を翌年1月末までに提出して下さい。